

海老名市スポーツ選手強化報奨金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、オリンピック・パラリンピック競技大会に向け強化指定選手等の認定を受けた者及び全国大会等のスポーツ大会に出場する選手に対し、本市の生涯スポーツの振興、選手の競技力の向上及び選手の競技に係る経済的負担の軽減を図ることを目的とし、予算の範囲内において報奨金を交付することについて、必要な事項を定める。

(交付対象者)

第2条 報奨金の交付対象となる者（以下「対象者」という。）は、大会の開催日及び本報奨金の交付決定日に、本市に住所を有している個人又は市内に所在する団体で、次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、市長が特に認める場合はこの限りではない。

(1) 公益財団法人日本オリンピック委員会（以下「JOC」という。）若しくは日本パラリンピック委員会（以下「JPC」という。）からオリンピック・パラリンピックの強化指定選手又はネクスト強化指定選手（以下「強化指定選手」という。）の認定を受けている者又はJOCの正加盟団体若しくはJPCの加盟団体から強化指定選手の認定を受けている者

(2) 次条に規定する大会に出場する個人又は団体

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、報奨金を交付しないものとする。

(1) 既に交付を受けている大会について申請する場合

(2) 海老名市又は海老名市教育委員会が実施する出場奨励金等目的の類似する補助金等の交付を受けている場合

(交付対象大会の範囲)

第3条 報奨金の交付対象となる大会は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 国、公益財団法人スポーツ協会（同協会に加盟している団体を含む。）又はこれらに準ずる団体が主催する予選を経て、出場する全国規模の大会

(2) 国、公益財団法人スポーツ協会（同協会に加盟している団体を含む。）又はこれらに準ずる団体の主催者から推薦されて出場する全国又は国際規模の大会

(3) 第1号又は第2号のうち全国規模の大会を経て出場する、国際規模の大会
(報奨の額)

第4条 報奨金の額は別表のとおりとする。ただし、団体において交付を受けようとする場合は、同表の団体上限額内において、構成員の内の市内に住所を有する選手の人数と個人への交付金額を乗じた金額とする。

(交付申請)

第5条 報奨金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、海老名市スポーツ選手強化報奨金交付申請書（第1号様式）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 本人確認書類の写し

(2) 出場する第3条第1号から第3号までのいずれかに規定する大会の要項

(3) 第3条第1号に規定する予選、選考会の要項及びその結果を証する書類又は厳正かつ明確な基準により推薦されたことを証する書類

(4) 団体の場合にあつては、出場者が記載された書類

2 対象者は、報奨金の交付申請について、市の会計年度内で1回に限り申請することができる。

ただし、交付を受けた大会の上位の大会に出場する場合にあつては、1回を超えて申請することができるものとする（別表交付対象③又は④に該当する個人選手または団体）。

(交付決定)

第6条 市長は、前条の申請書の提出があつたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、海老名市スポーツ選手強化報奨金交付決定通知書（第2号様式）により、申請者に通知するものとする。

(交付請求等)

第7条 前条の規定による交付決定を受けた者は、海老名市スポーツ選手強化報奨金交付請求書（第3号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求書の提出があったときは、速やかに報奨金を交付するものとする。

(返還)

第8条 市長は、報奨金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当した場合は、報奨金の全部又は一部の返還を命じることができる。

- (1) 不正な方法によって、報奨金の交付を受けたとき
- (2) その他市長が必要と認めたとき

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年8月1日から施行する。

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

交付対象		金額
① J O C 又は J P C からオリンピック・パラリンピック強化指定選手又はネクスト強化指定選手の認定を受けている者		200,000 円
② J O C の正加盟団体又は J P C の加盟団体から強化指定選手の認定を受けている者		100,000 円
③ 第3条第1号又は第2号に掲げる全国規模の大会に出場する者	個人への 交付金額	5,000 円
	団体上限	50,000 円
④ 第3条第2号又は第3号に掲げる国際規模の大会に出場する者	個人への 交付金額	10,000 円
	団体上限	100,000 円

※交付対象①及び②に関して、交付は年度内1回に限る。

海老名市スポーツ選手強化報奨金交付申請書

年 月 日

海老名市長 殿

申請者 団体名 _____

住所 _____

氏名又は代表者 _____

生年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

連絡先 _____

海老名市スポーツ選手強化報奨金の交付を受けたいので、海老名市スポーツ選手強化報奨金交付要綱第5条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1 大会概要等

	出場する全国又は国際規模の大会	予選及び選考会等
競技種目		
大会等名		
主催者		
開催地及び会場		
日時		
結果		

2 交付申請額 _____ 円

3 添付書類

- (1) 本人確認書類の写し（マイナンバーカード、運転免許証、住民票など）
- (2) 出場する第3条第1号から第3号までのいずれかに規定する大会の要項
- (3) 第3条第1号・第2号に規定する予選、選考会の要項及びその結果を証する書類又は推薦されたことを証する書類
- (4) 団体の場合にあつては、出場者が記載された書類

年 月 日

様

海老名市長

海老名市スポーツ選手強化報奨金交付・不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました海老名市スポーツ選手強化報奨金の交付について、海老名市スポーツ選手強化報奨金交付要綱第6条の規定に基づき下記のとおり決定しましたので通知します。

記

1 交付する

(1) 報奨交付金額 金 円

(2) 交付条件

(ア) 交付決定者は、この決定通知書を受領後、別添「海老名市スポーツ選手強化報奨金交付請求書（第3号様式）」を市長に提出するものとする。

(イ) 市長は、報奨金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当した場合は、報奨金の全部又は一部の返還を命じることができる。

ア 不正な方法によって、報奨金の交付を受けたとき

イ その他市長が必要と認めたとき

2 交付しない

理由

海老名市スポーツ選手強化報奨金交付請求書

年 月 日

海老名市長 殿

申請者 団体名 _____

住所 _____

申請者氏名 _____

保護者氏名（続柄） _____（ ）

※申請者が18歳以下の場合必須

連絡先 _____

海老名市スポーツ選手強化報奨金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 交付請求額

金 円

2 振込先

金融機関名	銀行 ・ 信用金庫 ・ ()
	支店 ・ ()
種別	普通 ・ 当座 ・ ()
口座番号	
フリガナ	
口座名義人	